

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 9 日現在

機関番号：32638

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380046

研究課題名（和文）新しい信託の活用と信託を利用した租税回避防止策の研究

研究課題名（英文）Research on the Legal Theory of Taxation of Practical Use of New Trust for Preventing the Abuse of Trust

研究代表者

阿部 雪子（ABE, YUKIKO）

拓殖大学・商学部・教授

研究者番号：50299814

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：米国では、財産管理機能を有する信託は個人財産の長期的な管理の手法として広く用いられてきたが、他方で世代間の資産移転に係る相続税、贈与税を回避する道具として利用されるようになった。そこで、その抜け穴を防止するために世代間財産移転税が創設された。我が国では、むしろ世代間の財産移転を後押しする方向にあるといえるが、今後は、経済の国際化等により外国信託を利用した財産の世代間移転に係る租税回避の問題が増大しないとは限らない。このような問題が顕著になった場合には、個別否認規定といった対応策を講ずるなどして課税の公正や公平を重視しつつ信託の活用による財産の世代間移転を阻害しないように配慮する必要がある。

研究成果の概要（英文）：In the United States, the trust has been widely used as a means for the long-term management and inheritance of individual property. On the other hand, however, the trust has also come to be used as a mechanism for avoiding gift tax levied on the transfer of property between generations. For this reason, a generation skipping transfer tax has been established.

In Japan, however, going forward into the future, Individuals will have increased opportunities to make use of foreign trusts. Then, that the future may possibly see increasing problems with tax avoidance in the transfer of property between generations through the use of trusts. If such problems increase significantly, it will become necessary to put in place disclaimer provisions in order to prevent tax avoidance. Care will have to be taken so that the transfer of property between generations through the use of trusts is not obstructed, while the fairness and impartiality of taxation is also given its due importance.

研究分野：租税法

キーワード：土地信託 世代跳躍信託 租税回避防止 国際信託 準抛法 受益権 世代飛越移転税 世代間の財産移転

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国では、信託法が大正 11 年に制定されて以来、いわゆる投資信託といった集団信託が一般に利用され、個人の財産管理のための信託はそれほど利用されてこなかった。信託が多様なニーズに利用されることが期待される中で、平成 18 年の信託法の改正では、新たな信託の類型として事業信託、目的信託、自己信託、受益証券発行信託等が認められたほか、後継ぎ遺贈型信託等が導入された。

このような信託法の改正にともない平成 19 年度税制改正では、信託税制に大幅な改正がなされ、信託に関しては課税方法ごとに、

受益者等課税信託、法人課税信託、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託に区分されて、新たな信託法に沿った税制の整備がなされた。19 年度改正では、法人課税信託として信託を実体としてみる旨の改正が行われたが、本研究では、個人信託にかかる課税問題等を中心に検討を行うことにしたい。

(2) 所得の帰属について、我が国の租税法は、原則として、財産の所有者に帰属するものとされる。すなわち、「資産または事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する」(所税 12 条、法税 13 条)と規定し、いわゆる「実質所得者課税の原則」が定められている。

他方で、信託法は、信託財産の所有権は、形式的には受託者に帰属するものとし、財産の登記等も受託者の名義で行われ、財産の使用、収益、処分は、信託契約によって委託者、受託者、受益者にそれぞれ帰属するものとされる。つまり、租税法上、最も重要な所得等の帰属の判定について、租税法と信託法と

において異なる取り扱いがなされるという問題について、アメリカ合衆国の信託税制を参照しつつ考察を行うこととする。

2. 研究の目的

本研究は、信託に関する税制が整備されているアメリカの連邦所得税制を比較法的に研究することを通じて、我が国の信託税制の課題の検討に資するものとする。アメリカの信託税制について国内の側面のみならず国際課税の観点から分析することを通じて我が国の信託税制の課題を明らかにしたい。とりわけ、非居住者が国外に信託契約を設定した場合に、その受益者は国外から得られる信託利益についてどのように課税されるのか等、信託を利用した租税回避の対応策についても分析・検討を行うことにしたい。

3. 研究の方法

(1) アメリカ合衆国では、所得税創設当初は、信託に係る課税について、信託を Entity として課税するか、あるいは受益者に課税されていた。実際、収益が留保される場合、信託に課税するものとし、それが分配される場合は受益者に課税されるものとした。信託を通じた課税繰延べを用いた租税回避に対応するため、アメリカ合衆国では、一定の要件を満たす信託について「Grantor Trust」と呼ばれる委託者課税の取扱いが定められている。

財産管理機能を有する信託は、個人財産の長期的な管理や承継のための手法として広く用いられているが、他方で、世代間の資産移転に係る相続税や贈与税を回避する道具としても利用されてきた。アメリカ合衆国では、1976 年以降、世代間財産移転の課税上のループホール(loophole)を封じ込めるために世代飛越移転税(Generation Skipping Transfer Tax ; GST)が創設された。

(2) 上記のようなアメリカ合衆国におけ

る信託税制の展開と形成の過程をたどりながら、我が国では信託を利用した租税回避が生じた場合、どのような対応策を講ずる必要があるのかという点について、検討を加えることにしたい。

4. 研究成果

(1) 租税法上、複数の委託者（兼受益者）は、各々の受益者がその有する権利の内容に応じて信託財産に属する資産、負債、あるいは収益及び費用を有するものとみなされる。たとえば、土地信託を利用した多数の土地所有者による大規模な開発事業では、土地の有効活用を促進するため、租税法上、複数の土地権利者間における利益について合理的な調整が不可欠となると思われる。

この問題は、信託等の機能の一つである「数の転換機能」を活用することにより容易に解決できるものと考えられる。すなわち、複数の委託者がその権利を信託し、受託者が権利主体となることによって複雑な権利義務関係を単純化することが可能となることを確認した。

具体的には、買主の資金調達のニーズに対応するため、信託法の改正によって新たに導入された「受益証券発行信託」の活用が考えられる。これは、「一または二以上の受益権を表示する証券（受益証券）を発行する定めのある信託（信託法第185条1項）」であり、この「受益証券発行信託の特例」を適用することにより受益権を有価証券化し、その流通性を強化することにより受益権にかかる投資が可能となることを明らかにした。

(2) たとえば、余剰容積利用権を活用し、大規模な建物（開発用不動産）を建設するために、その資金を調達することを目的として受益証券発行信託を活用するスキームについて検討した。それによれば、不動産会社（委託者）は、開発用不動産を信託財産とし、信託会社を受託者、その信託の受益者を不動産

会社（委託者兼受益者）とする旨の信託を設定したとして、その後、不動産会社（委託者）は、資金調達を目的として受益権をその受託者である信託会社に譲渡し、委託者から受益権を譲り受ける受託者（信託会社）において、その受益権を一般投資家に1年以内に譲渡し、委託者の望む資金を調達するという方法が考えられる。

(3) 上記のスキームにおいて、委託者や受託者はどのような課税関係になるのかは重要な問題である。このスキームが法人課税信託であるとして、受託者が受益権を一般投資家に譲渡して得られた収益に法人税が課せられるならば（法税2条29号の2、法税4条の6）委託者が望むような資金調達は困難になると考えられる。この点について、受託者に適用される現行の法人税法の取扱いは、一定の要件を満たす受益証券発行信託、いわゆる「特定受益証券発行信託」が集団投資信託に当たるとして（法税2条29号八）受託者における収益は、信託の設定から終了までの間に課税関係は生じないものとされる。

また、委託者兼受託者が法人である場合、信託財産を管理・処分することによって得られる収益は、それが受益者（一般投資家・法人）に分配されるときは受益者に課税される（法税22条2項）。しかしながら、委託者が有する土地に関する権利の性質によって、委託者間の受益権の調整が必要な場合には、課税関係が複雑になるなどの問題が残ることを明らかにした。

(4) 我が国の信託法は、個人信託について配偶者や親族の生活保障、個人企業における事業承継ないし個人財産の承継等のニーズに対応するため、遺言代用信託（信託法90条）や後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託（信託法91条）等が創設され、信託の普及・拡大の期待が高まっている。

もっとも、民事信託、とりわけ個人信託の利用は未発達であり、信託制度及び信託の課

税理論は、成熟した状況にあるとは言い難い。そこで、本研究は、アメリカ合衆国の世代飛越移転税を素材として、我が国の受益者連続型信託との関連で、特に「課税上の終了 (taxable termination)」の観点から、わが国の個人信託における信託受益権の移転に係る課税上の問題について検討を試みた。

アメリカ合衆国では、1976 年以前、信託における委託者は、子供、孫、ひ孫に対してというようにそれぞれの受益者の死亡により変更されたとしても、信託財産や受益権の全てが連邦遺産税上、受益者の遺産に含まれることはなく、その結果、それらの受益者が死亡するか、または生前贈与を行うまで課税されることはなかった。このような状況に鑑み、連邦議会は権利者の死亡等の一定の状況を「課税上の終了」として取り扱うことで、その抜け穴を封じるものとし、1976 年の税制改革法において世代飛越移転税 (GST) を創設した。GST は、一定の除外ないし控除が認められているが、贈与税または遺産税が課せられるのとは別に課税される。

(5) 現行の世代飛越移転税 (GST) は、直接飛越し、課税上の終了、課税対象となる分配を課税対象としているが、これらのうち、我が国の受益者連続型信託との関係で、特に「課税上の終了」を中心に分析を行った。ここにいう「課税上の終了」とは、信託財産権(信託受益権)の権利者の死亡、権利期間の消滅、権能の放棄、その他による信託財産権(信託受益権)の終了を意味し、これによりその「権利」が世代飛越し(スキップ)をする者(skip person)に移転したものとみなされる。課税上の終了後、直ぐにスキップしない人(non-skip person)が信託財産から利益を得たり、あるいは世代飛越し(スキップ)する人にその信託財産から追加の分配が行われない限り、その「権利」の移転者(譲渡者)に対して世代飛越移転税が課せられる。つまり、「課税上の終了」とは、譲渡者(第一世代)

からみて世代飛越しをする者であり、第二世代が存在する場合に、第一世代に当たる受益者の受益権ないし指名権の終了を意味している。

(6) 我が国では、世代飛越移転に関連する規定として、受益者等が存しない信託について受益者等が存することとなった場合において特例が設けられている(相続税法第 9 条の 5)。当該規定によれば、たとえば、契約終結時において出生していない委託者の一定の親族などが受益者となったときは、その受益者は、その効力が生ずる時において、個人からその受益権を贈与により取得したものとみなして贈与税が課せられる。

この制度は、相続税法第 9 条の 4 の規定が適用される場合において、委託者から信託財産が移転した時に受託者に対してその信託財産に係る譲渡益が課税されることとなる。この取扱いにより、信託設定時に受託者に 1 回課税された後に受益者が受益権を取得した時にもう 1 回課税されることになる。この点は、世代飛越移転を意識した制度であると考えられている。ただし、この取扱いは、受益者が贈与を受けたものとされる「個人」が特定されていないという点において、法令解釈上、何からの問題が生じることが懸念される。

(7) 以上のとおり、アメリカ合衆国では、1976 年以降、世代間財産移転の課税上のループホールを封じ込むために世代飛越移転税が導入されているが、我が国では、現在のところ、そのような税制の導入を急ぐ状況にはないように思われる。むしろ政府は、これまで、世代間の財産移転を促進するために様々な税制上の措置を講じてきた。たとえば、平成 15 年度税制改正では、相続時精算課税制度が採用され、その後の平成 21 年度の税制改正ではいわゆる事業承継税制が導入された。さらに、子や孫に対する住宅取得資金、結婚・子育て、教育資金などの贈与に係る贈

与税に対して一定の非課税枠を設けるなどの措置も講じられている。

他方で、今後も経済の国際化、情報化は避けられない状況にあり、海外での資産運用において外国信託を活用する機会も少なからず増えることが予想される。このような中であって、我が国において信託を利用した世代飛越移転に係る租税回避といった問題が増大しないとは限らない。こうした問題が顕著になった場合には、租税回避防止のための個別否認規定といった対応策を講ずるなどして課税の公正や公平を重視しつつ、信託の活用による世代間の財産移転を阻害しないように配慮することが必要であることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

阿部 雪子

「空中権取引の促進と課税-課税繰延べと信託-」税経通信 69 巻 6 号(2014年)27-35 頁、査読無

阿部 雪子

「空中権取引の促進と課税-課税繰延べと信託-(抄録)」拓殖大学経営経理研究(税経通信 69 巻 6 号を加筆修正)101 号(2014年)131-138 頁、査読有

阿部 雪子

「固定資産税の非課税要件該当性 - 「直接教育の用に供する固定資産」の意義」税研 30 巻 4 号(2014年)255-258 頁、査読無

阿部 雪子

「土地信託方式における空中権取引の課税」一橋法学 14 巻 2 号(2015年)431-451、査読無、<http://doi.org/10.15057/27416>
阿部雪子「帰属を誤った課税処分の効力」

別冊ジュリスト租税判例百選第 6 版 228 号(2016年)207-207 頁、査読有

阿部雪子「世代飛越移転と信託の課税上の諸問題-日米の課税上の取扱いを比較して」国際商事法務 44 巻 7 号(2016年)1019-1026 頁、査読有

阿部雪子「固定資産税に係る滞納処分としての信託財産に対する差押えの可否」ジュリスト 1508 号(2017)123-126 頁、査読有

〔学会発表〕(計10件)

阿部雪子「空中権取引に関する課税の検討 信託の活用を含めて」第 52 回関西大学租税法研究会(2014年10月25日・関西大学)

阿部雪子「信託を利用した場合の空中権取引の課税の検討」国税庁・税務大学校税務研究会(2014年12月12日・財務省)

阿部雪子「信託法と信託課税」拓殖大学経営経理研究所月例研究会(2014年11月28日・拓殖大学)

阿部雪子「公益法人に対する株式の寄付について租税特別措置法(平成 20 年改正前)40 条 1 項後段の規定による譲渡所得の非課税の承認申請を不承認とする国税庁長官の処分が適法であるとされた事例」アコード租税総合研究所(2015年6月8日・大蔵財務協会)

阿部雪子「信託と世代飛越移転税」第 66 回関西大学租税法研究会・立命館大学税財政研究会(2016年3月26日・キャンパスプラザ京都)

阿部雪子「信託を利用したタックス・プランニング」国際取引法学会・金融税制部会(2016年4月16日・日本大学)

阿部雪子(招待講演)「資産の移転と課税の特例」国税庁税務大学校公開講座「税を知る週間」(2016年11月16日・税務大学校和光校舎)

阿部雪子「信託契約の受託者が所有する複数の不動産の固定資産税に係る滞納処分としてされた上記不動産のうち信託財産である土地とその上にある固有財産である家屋に係る賃料債権に対する差押えが適法とされた事例(最高判平成 28 年 3 月 29 日・判時 2310 号 39 頁)」租税判例研究会 (2016 年 11 月 18 日・法務省)

阿部雪子「信託財産の分別管理と受託者に対する滞納処分についての考察 - 最判平成 28 年 3 月 29 日を素材にして」第 72 回関西大学租税法研究会(2016 年 9 月 18 日・関西大学)

阿部雪子「取締役に対するストック・オプション付与に伴う費用分担契約の考察 - Altera 社事件判決を中心にして」筑波税法研究会(2017 年 3 月 18 日・筑波大学大学院)

【図書】(計 2 件)

阿部雪子「第 7 章・消費税」(水野忠恒編・分担執筆)『テキストブック租税法』(中央経済社・2016 年) 219-249 頁

阿部雪子・単著『資産の交換・買換えの課税理論』(中央経済社・2017 年) 1-555 頁

【産業財産権】

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://kkgweb.takushoku-u.ac.jp/index.php>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

阿部雪子 (ABE YUKIKO)

拓殖大学・商学部・教授

研究者番号 : 50299814

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :

(4) 研究協力者

()